

人事院公示第10号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、平成21年人事院公示第8号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和元年12月18日

人事院総裁 一 宮 なほみ

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一 国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する次に掲げる事項	一 国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する次に掲げる事項
(1) 第60条第1項前段の規定に基づき、第45条の2第1項第2号及び第3号に規定する官職（採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成26年政令第192号） <u>第1条第2項第11号、第12号、第14号及び第15号</u> に規定する官職を除く。）に人事院規則8—12（職	(1) 第60条第1項前段の規定に基づき、第45条の2第1項第2号及び第3号に規定する官職（採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成26年政令第192号） <u>第1条第2項第11号から第14号まで</u> に規定する官職を除く。）に人事院規則8—12（職員の任免）第39

員の任免) 第39条第1項第3号に掲げる場合の臨時的任用を行うことについて承認すること。	条第1項第3号に掲げる場合の臨時的任用を行うことについて承認すること。
(2) (略)	(2) (略)
一の二～三 (略)	一の二～三 (略)
3・4 (略)	3・4 (略)

2 この決定による改正は、令和2年1月1日から効力を発生する。